

# 香川県報



第 7 号

平成 18 年

1月27日(金曜日)

## 目次

### 規 則

- 香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則 (産業政策課) 一
- 香川県科学技術研究センター規則の一部を改正する規則 ( ) 五

### 告 示

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課) 十一
- 生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出 (健康福祉総務課) 十二

- 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 ( ) 十三

- 香川県統計調査条例の規定による香川県父子実態調査の実施(子育て支援課) (土木監理課) 十四

- 土地収用法の規定による事業の認定 (道路保全課) 十六
- 道路の区域変更 ( ) 十六

- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法の規定による電線共同溝を整備すべき道路の指定 ( ) 十六

### 公 告

- 道路の位置指定 (建築課) 十八
- 一般競争入札の実施 (県立病院課) 十八
- 土地改良区の役員の住所変更の届出 (土地改良課) 十八
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定 ( ) 十八
- 土地改良事業に係る換地処分届出 ( ) 十八
- 県営土地改良事業の工事完了 (農村整備課) 十九

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

### 教育委員会規則

- 香川県教科書センター設置管理規則及びへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
- 高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

### 選挙管理委員会告示

- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出
- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出

### 人事委員会規則

- 高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十七年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第四号

香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則

香川県新規産業創出支援センター規則(平成十一年香川県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条」の下に「第二条」を加え、「第二条―第十三条」を「第三条―第十五条」に、「第十四条―第二十一条」を「第十六条―第二十四条」に、「第二十三条―第二十九条」を「第二十五条―第三十一条」に、「第五章 雑則(第三十条―第三十二条)」を「第五章 指定管理者による管理の基準等(第三十二条)」に改める。

第一章 雑則(第三十三条―第三十五条)に改める。

第一条中「第四条」を「以下「センター条例」という。」第三条、第四条第六項及び第五条に改める。

第三十二条を第三十五条とする。

第三十一条中「設備」を「設備等」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十条第一項中「第十条若しくは第十九条」を「第十二条若しくは第二十一条」に改め、同条を第三十三条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 指定管理者による管理の基準等

第三十二条 センター条例第四条第六項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にネクスト香川の運営を行うこと。
- 二 ネクスト香川の維持管理を適切に行うこと。
- 三 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

3 センター条例第四条第六項の規則で定める業務は、ネクスト香川の維持管理及び利用の許可に関する業務その他の運営に関する業務とする。

指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第三条、第四条、第五条（第三項を除く。）、第六条、第七条、第九条から第十二条まで、第十六条から第二十二條まで、第二十五条から第二十九条まで及び次条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第四十章中第二十九条を第三十一条とし、第二十八条を第三十条とする。

第二十七条中「知事は、第二十五条第一項若しくは前条第一項の許可」を「知事は、利用許可又は変更許可」に、「第三条第三項各号」を「第四条第三項各号」に、「ときは、第二十五条第一項若しくは前条第一項の許可」を「ときは、利用許可若しくは変更許可」に改め、同条第二号中「第二十五条第一項又は前条第一項の許可」を「利用許可又は変更許可」に改め、同条第三号中「第二十五条第二項又は前条第二項」を「第二十七条第二項又は前条第二項において準用する第四条第五項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十六条第一項中「前条第一項の許可」を「利用許可」に、「許可を受けた事項を変更しよう」を「当該利用許可に係るセンター条例第三条後段の規定による変更の許可（以下この章において「変更許可」という。）を受けよう」に、「提出し、その許可を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「第三条第三項及び第五項」を「第四条第三項及び第五項」に、「前項の許可」を「変更許可」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十五条第一項中「を利用しようとする者」を「に係るセンター条例第三条前段の規

定による利用の許可（以下この章において「利用許可」という。）を受けようとする者」に、「提出し、その許可を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「第三条第三項及び第五項」を「第四条第三項及び第五項」に、「前項の許可」を「利用許可」に改め、同条を第二十七条とし、第二十四条を第二十六条とする。

第二十三条第一項中「ネクスト香川の施設のうち」を削り、同条を第二十五条とする。第三章中第二十二條を第二十四條とし、第二十一条を第二十三條とし、第二十条を第二十二條とする。

第十九条中「第三条第三項各号」を「第四条第三項各号」に、「第十六条第一項若しくは第十七条第一項の許可」を「利用許可若しくは変更許可」に改め、同条第二号中「第十六条第一項又は第十七条第一項の許可」を「利用許可又は変更許可」に改め、同条第三号中「第十六条第三項又は第十七条第二項」を「第十八条第三項又は第十九条第二項において準用する第四条第五項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十八条中「第十六条第一項又は前条第一項の許可」を「利用許可又は変更許可」に改め、同条を第二十条とする。

第十七条第一項中「前条第一項の許可」を「利用許可」に、「許可を受けた事項を変更しよう」を「当該利用許可に係るセンター条例第三条後段の規定による変更の許可（以下この章において「変更許可」という。）を受けよう」に、「提出し、その許可を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「第三条第三項及び第五項」を「第四条第三項及び第五項」に、「前項の許可」を「変更許可」に改め、同条を第十九条とする。第十六条第一項中「を利用しようとする者」を「に係るセンター条例第三条前段の規定による利用の許可（以下この章において「利用許可」という。）を受けようとする者」に、「提出し、その許可を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第三項中「第三条第三項及び第五項」を「第四条第三項及び第五項」に、「第一項の許可」を「利用許可」に改め、同条を第十八条とし、第十五条を第十七条とする。

第十四条第一項中「ネクスト香川の施設のうち」を削り、同条を第十六条とする。第二章中第十三條を第十五條とする。

第十二条第一項中「第二条各号」を「第二条第一項各号」に改め、同条を第十四条とし、第十一条を第十三条とする。

第十条中「第三条第三項各号」を「第四条第三項各号」に、「第三条第一項若しくは第

四条第四項の許可」を「利用許可若しくは変更許可」に改め、同条第二号中「第三条第一項又は第四条第四項の許可」を「利用許可又は変更許可」に改め、同条第三号中「第三条第五項（第四条第五項）」を「第四条第五項（第六条第二項）」に改め、同条を第十二条とする。

第九条を第十一条とし、第六条から第八条までを二条ずつ繰り下げる。

第五条中「第三条第一項又は前条第四項」を「利用許可又は変更許可」に改め、同条を第七条とする。

第四条第一項中「前条第一項の許可」を「利用許可」に改め、同条第四項中「インキュベート工房利用期間延長許可申請書（第二号様式）」を「当該延長する期間について、新たに利用許可」に改め、同条第五項を削り、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（利用の許可の変更）

第六条 利用許可を受けた者は、当該利用許可に係るセンター条例第三条後段の規定による変更の許可（以下この章において「変更許可」という。）を受けようとするときは、インキュベート工房利用許可変更申請書（第二号様式）を知事に提出しなければならない。

2 第四条第三項及び第五項の規定は、変更許可について準用する。

第三条第一項中「を利用しようとする者」を「に係るセンター条例第三条前段の規定による利用の許可（以下この章において「利用許可」という。）を受けようとする者」に、「提出し、その許可を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第三項中「第一項の許可」を「利用許可」に、「同項の許可」を「利用許可」に改め、同条第四項及び第五項中「第一項の許可」を「利用許可」に改め、同条を第四条とする。

第二章中第一条の次に次の一条を加える。

（利用の許可を要する施設）

第二条 ネクスト香川のうちセンター条例第三条（センター条例第四条第七項後段において読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けなければならない施設は、インキュベート工房、電波暗室、計測室、試験機器、大会議室及び小会議室とする。  
別表第一及び別表第二中「第二十一条関係」を「第二十三条関係」に改める。

別表第三中「第二十八条関係」を「第三十条関係」に改める。

第一号様式中「第3条関係」を「第4条関係」に、「第3項知事」を「第3項知事」に改める。

「指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者」

第二号様式を次のように改める。

インキュベート工房利用許可変更申請書

年 月 日

香川県知事 殿

（指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者）

申請者 住所

氏名

（団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） ー

年 月 日付け 第 号で許可のあったインキュベート工房の利用を変更したいので、次のとおり申請します。

変 更 の 内 容	
変 更 が 必 要 な 理 由	

<p>第三十二号様式「第7条関係」や「第9条関係」及び「香川県知事」 香川県知事 殿</p> <p>〔指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者〕 に ご答へ。</p>	<p>〔指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者〕 に ご答へ。</p>
<p>第三十四号様式「第9条関係」や「第11条関係」及び「香川県知事」 香川県知事 殿</p> <p>〔指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者〕 に ご答へ。</p>	<p>第三十号様式「第25条関係」や「第27条関係」及び「香川県知事」 香川県知事 殿</p> <p>〔指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者〕 に ご答へ。</p>
<p>第三十五号様式「第12条関係」や「第14条関係」及び「の使用料」や「の使用料」に答へる。 第三十六号様式「第16条関係」や「第18条関係」及び「香川県知事」 香川県知事 殿</p> <p>〔指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者〕 に ご答へ。</p>	<p>第三十一号様式「第26条関係」や「第28条関係」及び「香川県知事」 香川県知事 殿</p> <p>〔指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者〕 に ご改める。</p> <p>附則 この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>第三十七号様式「第17条関係」や「第19条関係」及び「香川県知事」 香川県知事 殿</p> <p>〔指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者〕 に ご答へ。</p> <p>第三十八号様式「第18条関係」や「第20条関係」及び「香川県知事」 香川県知事 殿</p> <p>〔指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者〕 に ご改める。</p> <p>第三十九号様式「第20条関係」や「第22条関係」及び「香川県知事」 香川県知事 殿</p>	<p>香川県科学技術研究センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十七年一月二十七日 香川県知事 真鍋武紀</p> <p><b>香川県規則第五号</b> 香川県科学技術研究センター規則の一部を改正する規則 香川県科学技術研究センター規則（平成十二年香川県規則第四百十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第二条」を「第三条」に、「第三条―第十二条の四」を「第四条―第十七条」に、「第十三条―第二十条」を「第十八条―第二十五条」に、「第四章 雑則（第二十一条―第二十三条）」を「第四章 指定管理者による管理の基準等（第二十六条―第二十九条）」に改める。</p> <p>第一条中「第四条」を「以下「センター条例」という。」第三条、第四条第六項及</p>

び第五条」に改める。

第二十三条を第二十九条とする。

第二十二條中「設備」を「設備等」に改め、同条を第二十八條とする。

第二十一條第一項中「共同機器室」を「共同機器室等」に、「第十二條若しくは第十八條」を「第十四條若しくは第二十三條」に改め、同条を第二十七條とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 指定管理者による管理の基準等

第二十六條 センター條例第四條第六項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うこと。

二 センターの維持管理を適切に行うこと。

三 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 センター條例第四條第六項の規則で定める業務は、センターの維持管理及び利用の許可に関する業務その他の運営に関する業務とする。

3 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第二條、第五條、第六條（第三項を除く。）、第七條から第九條まで、第十一條から第十四條まで、第十八條から第二十三條まで及び次條の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第三章中第二十條を第二十五條とし、第十九條を第二十四條とする。

第十八條中「第四條第三項各号」を「第五條第三項各号」に、「第十五條第一項若しくは第十六條第一項の許可」を「利用許可若しくは変更許可」に、「共同機器室」を「共同機器室等」に改め、同條第二号中「第十五條第一項又は第十六條第一項の許可」を「利用許可又は変更許可」に改め、同條第三号中「第十五條第二項又は第十六條第二項」を「第二十條第二項又は第二十一條第二項において準用する第五條第五項」に改め、同條を第二十三條とする。

第十七條中「第十五條第一項又は前條第一項の許可」を「利用許可又は変更許可」に、「共同機器室」を「共同機器室等」に、「第八号様式」を「第九号様式」に改め、同條を第二十二條とする。

第十六條第一項中「前條第一項の許可」を「利用許可」に、「許可を受けた事項を変更

しよう」を「当該利用許可に係るセンター條例第三條後段の規定による変更の許可（以下この章において「変更許可」という。）を受けよう」に、「第七号様式」を「第八号様式」に、「提出し、その許可を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同條第二項中「第四條第三項及び第五項」を「第五條第三項及び第五項」に、「前項の許可」を「変更許可」に改め、同條を第二十一條とする。

第十五條第一項を次のように改める。

共同機器室等の機器に係るセンター條例第三條前段の規定による利用の許可（以下この章において「利用許可」という。）を受けようとする者は、あらかじめ、機器利用許可申請書（第七号様式）を知事に提出しなければならない。

第十五條第二項中「第四條第三項及び第五項」を「第五條第三項及び第五項」に、「前項の許可」を「利用許可」に改め、同條を第二十條とし、第十四條を第十九條とする。

第十三條第一項中「センターの施設のうち」を削り、「情報提供室」を「パイオ関連共同実験室」に改め、同條を第十八條とする。

第二章中第十二條の四を第十七條とする。

第十二條の三第一項中「実用化研究企業」の下に「（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げる者に限る。）」を加え、同條第二項中「第五号様式の二」を「第六号様式」に改め、同條を第十六條とし、第十二條の二を第十五條とする。

第十二條中「第四條第三項各号」を「第五條第三項各号」に、「第四條第一項若しくは第五條第四項の許可」を「利用許可若しくは変更許可」に改め、同條第三号中「第四條第一項又は第五條第四項の許可」を「利用許可又は変更許可」に改め、同條第四号中「第四條第五項（第五條第五項）」を「第五條第五項（第七條第二項）」に改め、同條を第十四條とする。

第十一條を第十三條とし、第七條から第十條までを二条ずつ繰り下げる。

第六條第一項中「第四條第一項又は前條第四項の許可」を「利用許可又は変更許可」に改め、同條を第八條とする。

第五條第一項中「前條第一項の許可」を「利用許可」に改め、同條第四項中「研究室利用期間延長許可申請書（第二号様式）」を知事に提出し、その許可を「当該延長する期間について、新たに利用許可」に改め、同條第五項を削り、同條を第六條とし、同條の次に

次の一条を加える。

(利用の許可の変更)

第七条 利用許可を受けたものは、当該利用許可に係るセンター条例第三条後段の規定による変更の許可(以下この章において「変更許可」という。)を受けようとするときは、研究室利用許可変更申請書(第二号様式)を知事に提出しなければならない。

2 第五条第三項及び第五項の規定は、変更許可について準用する。

第四条第一項中「を利用しようとする」を「に係るセンター条例第三条前段の規定による利用の許可(以下この章において「利用許可」という。)を受けようとする」に、「提出し、その許可を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第三項中「第一項の許可」を「利用許可」に、「同項の許可」を「利用許可」に改め、同条第四項及び第五項中「第一項の許可」を「利用許可」に改め、同条を第五条とする。

第三条第一項及び第二項中「センターの施設のうち」を削り、同条を第四条とする。

第一章中第二条の次に次の一条を加える。

(利用の許可を要する施設等)

第三条 センターのうちセンター条例第三条(センター条例第四条第七項後段において読み替えて適用する場合を含む。)の許可を受けなければならない施設及び機器は、メカトロ研究室、バイオ研究室、一般研究室並びに共同機器室及びバイオ関連共同実験室の機器とする。

別表を次のように改める。

別表(第二十四条関係)

区 分	単 位	金 額
共同機器室の機器		
走査型プローブ顕微鏡	一台につき一時間当たり	四千二百円
フーリエ変換赤外分光光度計	一台につき一時間当たり	千二百円
マイクロスコープ	一台につき一時間当たり	六百円
バイオ関連共同実験室の機器		

冷却高速遠心分離装置	一台につき一時間当たり	三百十円
分光光度計	一台につき一時間当たり	三百円
安全キャビネット	一台につき一時間当たり	二百三十円
恒温振とう培養装置	一台につき一時間当たり	二百二十円
生物顕微鏡	一台につき一時間当たり	百八十円
クロマトチャンバー	一台につき一時間当たり	百四十円
PH計	一台につき一時間当たり	百四十円
ロータリーエバポレーター	一台につき一時間当たり	九十円
サーマルサイクラ	一台につき一時間当たり	九十円
ゲル撮影装置	一台につき一時間当たり	六十円
冷蔵庫	一台につき一時間当たり	五十円
高圧蒸気滅菌器	一台につき一時間当たり	四十円
フリーザー	一台につき一時間当たり	三十円
ハイブリダイゼーションオープン	一台につき一時間当たり	三十円
細胞培養用スターラー	一台につき一時間当たり	三十円
乾熱滅菌器	一台につき一時間当たり	三十円
恒温乾燥器	一台につき一時間当たり	二十円
恒温振とう水槽	一台につき一時間当たり	二十円

第一号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に、「香川県知事 殿」を

「香川県知事 指定管理  
行わせる  
ては、指

題

者に管理を  
場合にあつ  
定管理者  
」

に改める。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第7条関係)

研究室利用許可変更申請書

年 月 日

香川県知事 殿  
〔指定管理者に管理を  
行わせる場合にあっては、指定管理者〕

申請者 (共同研究グループの場合)  
グループ名  
代表者 住所  
氏名  
(実用化研究企業の場合)  
主たる事務所の所在地  
名称  
代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で許可のあった香川県科学技術研究センター研究室の利用  
を変更したいので、次のとおり申請します。

変 更 の 内 容	
変 更 が 必 要 な 理 由	



# 告 示

## ●香川県告示第六十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置するものが環境に及びず影響を及ぼすことについての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

丸亀市中津町1676番地

株式会社伏見製薬所 代表取締役 伏見 豊

(2) 事業場の所在地及び名称

丸亀市中津町1676番地

株式会社伏見製薬所 本社工場

(3) 特定施設に関する事項

種 類	有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設	
	能力 ①底排式1.0m <sup>3</sup> /回1基、②底排式6.0m <sup>3</sup> /回1基、 ③底排式3.0m <sup>3</sup> /回1基、④底排式3.0m <sup>3</sup> /回1基	
工 期	工事着手予定年月日	許可後ただちに
	工事完成予定年月日	許可後1週間
等	使用開始予定年月日	完成後ただちに
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間使用
排出され	項 目	通 常 最 大

る汚水等の汚染状態	水素イオン濃度	①7～8、②13.5～13.9、 ③-13.5～13.8、 ③-25.0～5.5、 ④3.1～3.5	①7～8、②13.5～13.9、 ③-13.5～13.8、 ③-25.0～5.5、 ④3.1～3.5
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	①19,000、②45,714、 ③-195、③-282.0、 ④70.0	①19,000、②45,714、 ③-195、③-282.0、 ④70.0
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	要 求 量	①16,726、②220、 ③-1220、③-2190.0、 ④190.0	①16,726、②220、 ③-1220、③-2190.0、 ④19
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	①0.3、②21、③-115、 ③-22.0、④5.0	①0.3、②21、③-115、 ③-22.0、④5.0
窒素含有量 (mg/ℓ)		①0.1、②33、③-12.0、 ③-21.0、④1.0	①0.1、②33、③-12.0、 ③-21.0、④1.0
	りん含有量 (mg/ℓ)	①0.5、②2、③-13.0、 ③-232.0、④40.0	①0.5、②2、③-13.0、 ③-232.0、④40.0
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		①0.22、②1.89、 ③-10.75、③-20.50、 ④0.50	①0.23、②1.90、 ③-10.76、③-20.51、 ④0.51
備 考	すべて産業廃棄物として処理する。		

種 類	有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設		
	能力 ①カートリッジフィルター 74L/回 1基 ②遠心分離上排式 300L/回 1基		
工 期	工事着手予定年月日	許可後ただちに	
	工事完成予定年月日	許可後1週間	
等	使用開始予定年月日	完成後ただちに	
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間	
排出され	項 目	通 常 最 大	
る汚水等の汚染状態	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	①1.0、②699,200	①1.0、②699,200

態	化学的酸素 要 求 量 (mg/ℓ)	①2,060.0、②299,200	①2,060.0、②299,200
	浮遊物質 量 (mg/ℓ)	①0.2、②0.1	①0.2、②0.1
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	窒素含有量 (mg/ℓ)	①0.03、②0.5	①0.03、②0.5
	りん含有量 (mg/ℓ)	①0.10、②1.0	①0.10、②1.0
備 考	液体は製品であり次工程に移行する。フィルターはろ過困難となれば産業廃棄物として処理する。		

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排出水の汚染状態及び量

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成18年1月27日から同年2月17日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課  
丸亀市環境課

●香川県告示第六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	事業所（施設）の 名称及び所在地	事業者（開設者） の名称及び主たる 事務所の所在地	サービスの種類
-----------	---------------------	---------------------------------	---------

平成一七、七、三二	川口医院居宅介護 支援事業所 仲多度郡満濃町炭 所西一五二九番地 五	医療法人社団相愛 会 仲多度郡満濃町炭 所西一五二八番地 一	居宅介護支援事業
平成一七、七、三二	有限会社坂出ケア ・サービス 坂出市駒止町二丁 目二番二二二号	有限会社坂出ケア ・サービス 坂出市駒止町二丁 目二番二二二号	訪問介護 居宅介護支援事業
平成一七、四、一六	医療法人社団一真 会デイサービスセ ンターまごころ 木田郡三木町大字 井戸五二六番地一	医療法人社団一真 会 木田郡三木町大字 井戸五二六番地一	通所介護
平成一七、九、二〇	医療法人社団新栄 会細川病院 三豊市詫間町松崎 一六三九番地一	医療法人社団新栄 会 三豊市詫間町松崎 一六三九番地一	介護療養型医療施設
平成一七、九、三〇	岩崎ホームヘルプ センター 三豊市詫間町松崎 二七八〇番地四二 六	医療法人社団愛有 会 三豊市詫間町松崎 二七八〇番地四二 六	訪問介護
平成一七、八、一	旭介護支援センタ ー 善通寺市文京町四 丁目八番二九号	株式会社旭看護婦 家政婦紹介所 善通寺市文京町四 丁目八番二九号	居宅介護支援事業
平成一七、一〇、一〇	豊浜町老人介護支 援センター 観音寺市豊浜町姫 浜一二六〇番地一	豊浜町 観音寺市豊浜町和 田浜一五三一番地 一	居宅介護支援事業

●香川県告示第六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、一〇、一一	観音寺市豊浜老人介護支援センター 観音寺市豊浜町姫浜一二六〇番地一	観音寺市 観音寺市坂本町一丁目一番一号	居宅介護支援事業

●香川県告示第六十五号

香川県統計調査条例（昭和二十四年香川県条例第四十五号）の規定に基づき、香川県父子実態調査を次のとおり実施する。

平成十八年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査の目的

「母子家庭等自立促進計画」を策定するに当たり、県内の父子世帯の実態を把握し、今後の父子福祉施策を効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

- 1 父子世帯の状況
- 2 就業等の状況
- 3 住宅の状況
- 4 養育費の状況
- 5 収入・生活状況
- 6 現状
- 7 施策に対する要望等

三 調査の範囲

平成十八年二月一日現在県内に住所を有しており、配偶者のいない男子とその児童からなる世帯において、現に当該児童を扶養している配偶者のいない男子から抽出した一七人

四 調査の期日

平成十八年二月一日現在で行う。

五 調査の方法

郵便により配布及び回収する方法

●香川県告示第六十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 起業者の名称

さぬき市

二 事業の種類

弁天川雨水排水ポンプ場建設事業

三 起業地

1 収用の部分

香川県さぬき市志度字玉浦地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

平成十七年十二月二十一日にさぬき市より申請のあった弁天川雨水排水ポンプ場建設事業（以下「本件事業」という。）に関する事業の認定の理由は、以下のとおりである。

- 1 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について  
本件事業は、土地収用法第三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について  
 本件事業の起業者であるさぬき市は、既に用地取得に要する経費の財源措置を講じていることから、本件事業が実施されることは確実と認められる。

3 土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される  
 ① 事業施行により得られる利益  
 さぬき市志度東部を北流する弁天川は、過去、豪雨や高潮の度に水位が上昇し、流域に浸水被害が発生していたことから、昭和五十一年に、弁天川河口部において、香川県が水門（弁天川水門）を、また、昭和五十一年及び平成九年に、旧志度町が排水ポンプを設置する浸水対策事業が施行されている。

しかし、流域の市街化の進展により、コンクリートに覆われた不透透域が増加し、雨水が短期間に集中して弁天川に流入することで、再び浸水被害が発生している。特に平成十六年の台風二十三号による被害は甚大で、満潮と降雨の時間帯が重なり、高潮の逆流を防ぐため閉鎖された弁天川水門へ流入する雨水を、既設のポンプ施設に加えて、緊急的に設置した仮設ポンプで海に排水したものの、流域内で三百八棟もの家屋が床上まで浸水したうえ、流域内を通過する県道が冠水し、通行に支障をきたした。

② 周辺環境への影響  
 本件事業の施行により、確率年十年の規模の降雨においても、床上浸水被害から流域の家屋を防護し、県道の冠水被害を解消することが可能となる。この結果、住民の生命、財産及び社会資本の保全が図れ、住民の精神的な不安も解消されることから、本件事業の施行により得られる利益は相当程度高いと認められる。

③ 起業地の選定  
 起業地は、工場地帯に位置する雑種地（工場跡地）であり、移転を要する物件も存在しないことから、周辺の自然環境及び生活環境に与える影響は軽微であると認められる。

④ ①から③に述べたことから、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与する  
 ①から③に述べたことから、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与する

ものと認められるため、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。  
 4 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について  
 3①で述べたように、弁天川流域は、雨水の排水不良による浸水被害を度々受けており、できるだけ早急にこのような状況を改善する必要性が認められる。  
 このため、本件事業は、土地を収用する公益上の必要が認められ、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論  
 1から4までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。  
 以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
 さぬき市建設経済部建設課

●香川県告示第六十七号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。  
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年一月二十七日から同年二月十七日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十八年一月二十七日

一 道路の種類 県道（一般） 香川県知事 真 鍋 武 紀  
 二 路 線 名 財田満濃線（百九十七号）  
 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡満濃町大字吉野字場正三〇九九番 一一地先から	一三・五	一三七	平成十四年 香川県告示 第五百二十 号で変更し

仲多度郡満濃町大字吉野字場正一六八一番 四地先まで	一五・五		た区域の一 部
仲多度郡満濃町大字吉野字大堀一七七番 地先から	一二・〇	四〇〇	
仲多度郡満濃町大字吉野字大堀二二四番 一地先まで	二六・四		

四 供用開始の期日 平成十八年一月二十七日

●香川県告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年一月二十七日から同年二月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 綾南府中線（百八十四号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市府中町字小原三八六〇番一地先から 坂出市府中町字小原三八七九番四地先まで	一三・〇 三六・〇	二四〇	平成十五年 香川県告示 第七百十一 号で変更し た区域

四 供用開始の期日 平成十八年一月二十七日

●香川県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。  
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年一月二十七日から同年二月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 土庄神懸線（二十七号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡土庄町肥土山字大野手乙二一七番一 地先から 小豆郡土庄町肥土山字大野手乙二三五番三 地先まで	一六・八 九三・〇	一八七	平成十二年 香川県告示 第七百六十 七号で変更 した区域の 一部

四 供用開始の期日 平成十八年一月二十七日

●香川県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年一月二十七日から同年二月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路 線 名 三百七十七号
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

東かがわ市五名字山田二五六〇番三地先から	一・一〇	一六〇	平成九年香川県告示第七百九十三号で変更した区域の一部暫定供用
東かがわ市五名字山田二五六〇番三地先まで	二二・〇		

四 供用開始の期日 平成十八年一月二十七日

●香川県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年一月二十七日から同年二月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 大屋富築港宇多津線（百八十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
綾歌郡宇多津町字新開二三八八番 二地先から	一〇・〇	一七・五	一七・五	五三	道路改修工事による現道拡幅
	一七・五	二二・五			
綾歌郡宇多津町字新開二四一〇番 一地先まで	二二・五	五三	五三		

●香川県告示第七十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定するので、同条第四項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十八年一月二十七日から同年二月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 中徳三谷高松線（四三号）
- 三 指定する道路

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高松市藤塚町三丁目十六番四地先から 高松市藤塚町三丁目一六番一地先まで	三〇・〇	四〇

●香川県告示第七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十八年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 中土指道 第十六号
  - 二 指定年月日 平成十八年一月十一日
  - 三 指定道路の位置 仲多度郡多度津町大字南鴨字横貫六九六一六及び同地先農道
  - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・二〇メートル  
延長 二八・六二メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第四十号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定によ

り読み替えられた香川県会計規則（昭和二十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十八年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

#### 一 調達内容

- 1 購入等件名及び数量 香川県立中央病院清掃業務 一式
- 2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 委託期間 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- 4 履行場所 香川県立中央病院
- 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。  
なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十八年三月十日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。
- 3 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- 4 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の十五で定める基準に適

合する者であること。

5 本公告に示した委託業務と同程度の清掃業務の実績を有し、当該業務委託について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

#### 三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の入札参加資格に適合すること及び入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、原則として平成十八年三月十日午後五時までに四の1の場所に提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 四 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号 七六〇―八五五七 香川県高松市番町五丁目四番十六号  
香川県立中央病院業務課管理担当  
電話番号 〇八七―八三五―二三二二（内線三〇九）
- 2 入札説明会の日時及び場所  
平成十八年二月二十日午後二時 香川県保健衛生センター三階応接室
- 3 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。（郵便又は信書便による入札書の受領期限は、平成十八年三月二十四日正午までとする。）

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

平成十八年三月二十四日午後一時三十分 香川県保健衛生センター三階応接室

#### 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金及び契約保証金 規則第百五十二条各号に該当する場合は免除
- 3 入札の無効

<p>本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。</p> <p>4 入札又は開札の取消し又は延期 天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。</p> <p>5 落札者の決定方法 規則第四百四十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>6 落札の無効 落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならずこの期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。</p> <p>7 予約完結権の譲渡 落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。</p> <p>8 契約書作成の要否 要</p> <p>9 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成十八年四月一日以降で当該予算の執行が可能となったときに、効力が生じる。</p> <p>10 翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は変更又は解除する。</p> <p>11 その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>六 Summary 1 Nature and quantity of the services to be required: (1) Article: Cleaning Services for the Kagawa Prefectural Central Hospital (2) Quantity: 1 set</p>	<p>2 Time-limit for tender: 1:30 p.m, March 24, 2006 (By mail, tenders must be submitted by 12 o'clock noon, March 24, 2006)</p> <p>3 Contact point for the notice: Managing Division, Kagawa Prefectural Central Hospital, 5-4-16, Ban-cho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8557 Tel.087-835-2222 Ext.309</p> <p>4 We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.</p> <p>●香川県公告第四十一号 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、香川用 水土地改良区から役員の住所の変更について次のとおり届出があった。 平成十八年一月二十七日 香川県知事 真 鍋 武 紀</p> <p>変更前 役員の 後の別 種 類 氏 名 住 所 変更前 理 事 大熊 忠臣 高松市林町一五三七番地 変更後 理 事 大熊 忠臣 高松市林町一九七六番地五</p> <p>●香川県公告第四十二号 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県 営農村振興総合整備事業(田園居住空間整備)牛川地区(第一工区)の換地計画を定めた。 その関係書類を綾上町建設土木課において平成十八年二月二日から同月二十二日まで縦 覧に供する。 平成十八年一月二十七日 香川県知事 真 鍋 武 紀</p> <p>●香川県公告第四十三号 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第 五十四条第三項の規定により、仲南町から平成十八年一月十一日土地改良事業(非補助土 地改良事業(区画整理事業)塩入地区)の換地処分をした旨届出があった。 平成十八年一月二十七日 香川県知事 真 鍋 武 紀</p>
---	---

●香川県公告第四十四号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十八年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業名	地区名	工事を完了年月日
県営中山間地域総合整備事業	綾上（大相団地）	平成一一、三、八
〃	（堂谷東団地）	平成一三、三、一四
〃	（朽木団地）	平成一三、三、一四
〃	（池浦団地）	平成一〇、三、一一
〃	（田万西団地第一工区）	平成一二、三、八
〃	（田万西団地第二工区）	平成一一、三、一七
〃	（下新名団地第一工区）	平成一一、二、八
〃	（下新名団地第二工区）	平成一三、三、一四
〃	（下新名団地第三工区）	平成一三、三、一九

教育委員会規則

香川県教科書センター設置管理規則及びへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年一月二十七日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第一号

香川県教科書センター設置管理規則及びへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

（香川県教科書センター設置管理規則の一部改正）

第一条 香川県教科書センター設置管理規則（昭和三十一年香川県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中 「三豊郡高瀬町」 を 「三豊市 高瀬町立高瀬町公民館内」 に改める。

第六条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とする。

（へき地手当等に関する規則の一部改正）

第二条 へき地手当等に関する規則（昭和四十六年香川県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「丸亀市立本島小学校」を 「高松市立庵治第二小学校」に、「丸亀市立本島小学校」

「三豊市立箱浦小学校」

内海町立福田小学校」を 「三豊市立栗島小学校」に改め、「庵治町立庵治第二小学校」

「三豊市立栗島中学校」

を削り、 「丸亀市本島学校給食センター」

「三豊市立栗島中学校」を 「三豊市詫間町栗島給食センター」に改め、

「詫間町立栗島給食センター」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後のへき地手当等に関する規則別表第一第一号の表中三豊市立箱浦小学校、三豊市立栗島小学校、三豊市立栗島中学校及び三豊市詫間町栗島給食センターに係る部分は平成十八年一月一日から、高松市立庵治第二小学校に係る部分は同月十日から適用する。

高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年一月二十七日

香川県教育委員会



政治団体の名称
川染勉後援会
佐伯文男後援会
田中宏和励ます会
永田安男後援会
はつせ恭次郎後援会
美藤広後援会
二神正國後援会
二川隆則後援会
三好正志後援会
横山正太郎後援会

●香川県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年一月二十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

二川 隆則	香南町議会議員	二川隆則後援会
資金管理団体の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	取消しの届出のあった資金管理団体の名称

人事委員会規則

高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年一月二十七日

香川県人事委員会規則第一号

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

高速艇に係る通勤手当に関する規則（昭和五十三年香川県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項第一号イ中「五百十円」を「五百七十円」に改め、同項第二号中「六百九十円」を「七百三十円」に改め、同項第五号中「四百九十円」を「五百七十円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の第七条第三項第一号、第二号及び第五号の規定は、平成十八年一月二十日以後における高速艇の利用について適用し、同日前における高速艇の利用については、なお従前の例による。

平成十八年一月二十七日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています